

第5回 宅地開発における無電柱化の実効性ある推進方策検討会 議事概要

【日時・場所】

(日時) 令和7年7月23日(水) 13:30～15:00

(場所) オンライン開催

【議事要旨】

(1) 宅地開発無電柱化の実効性ある推進方策に関するこれまでの議論の振り返り、対象範囲及び規制制度について

- ・資料について事務局から説明し、意見交換した。
- ・委員からの意見は以下のとおり。
 - 防災都市づくり推進計画や東京都無電柱化計画で位置付けのあるところを重点的に規制していくという点は了解した。一方で、規制対象範囲の外側における開発行為も補助事業の対象としているのであれば、無電柱化計画では都内全域の無電柱化を進めているので、対象範囲の外側においても、無電柱化を推進して欲しいというメッセージを発出する方が良いと思う。
 - 対象範囲について、斑模様でエリア設定していくよりも、今回の環七内側を含めた範囲であれば、幹線道路、都道などの道路上の無電柱化と宅地開発内の無電柱化の連続性が確保でき、一定の効果が期待できると考える。
 - パッチワーク的なエリア指定ではなく、面的な繋がりを持たせるような対象範囲にすることは賛成である。また、今後対象範囲を徐々に広げていき、最終的には都内全域を対象範囲にしていくということを説明することが重要である。
 - 公表制度について、現在想定している公表を実施するケースは、いずれも実効性を確保する意味合いとなっており、それもいいのだが、無電柱化を実施した事業者についても公表することで、無電柱化実施のインセンティブとなる。
 - また、規制対象区域外で実施した場合についても、事業者が希望する場合は任意の届出を受理し、公表するといったような制度設計とすれば、無電柱化を促進するような条例の性格となる。